

令和8年3月12日

令和8年

第4回米子市教育委員会臨時会議案

(当日追加分)

**【議案第20号及び議案第21号】**

米子市教育委員会

# 令和8年第4回米子市教育委員会臨時会議案

## 目 次

議案第20号 米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第21号 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

議案第 20 号

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 12 日

米子市教育委員会

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職制）</p> <p>第10条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 必要に応じて、事務局に<u>参事</u>、次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。）、係長、主任、主事その他の職員を置くことができる。</p> <p>（職責）</p> <p>第11条 [省略]</p> <p><u>2 参事は、教育長の命を受け、特定の重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を総括整理する。</u></p> <p><u>3～11</u> [省略]</p>	<p>（職制）</p> <p>第10条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 必要に応じて、事務局に次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。）、係長、主任、主事その他の職員を置くことができる。</p> <p>（職責）</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2～10</u> [省略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第20号参考資料

### 米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

#### (改正理由)

令和8年4月1日付け組織機構の改正により、教育委員会事務局に参事を置くこととするため、所要の整備を行おうとするものです。

#### (改正内容)

- 1 教育委員会事務局に、必要に応じて参事を置くことができることとする。  
(第10条第3項関係)
- 2 参事の職責を定めることとする。(改正後第11条第2項関係)
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 2 1 号

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規  
程の制定について

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程について、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）  
第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

米子市教育委員会

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成17年米子市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決をすることができない事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) <u>事務局長及び参事</u>の休暇、職務に専念する義務の免除及び欠勤（以下「休暇等」という。）並びに出張に関すること。</p> <p>(4)～(6) [省略]</p> <p>（代決の順序）</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>課長事務取扱を命ぜられている参事又は担当課長補佐事務取扱その他の課の事務に従事することを命ぜられている主査は、それぞれ事務局長又は当該課の課長の第1次代決者となることができる。</u></p> <p>3 [省略]</p>	<p>（専決をすることができない事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 事務局長の休暇、職務に専念する義務の免除及び欠勤（以下「休暇等」という。）並びに出張に関すること。</p> <p>(4)～(6) [省略]</p> <p>（代決の順序）</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、担当課長補佐事務取扱その他の課の事務に従事することを命ぜられている主査は、当該課の課長の第1次代決者となることができる。</p> <p>3 [省略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 2 1 号参考資料

### 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

#### (改正理由)

令和 8 年 4 月 1 日付け組織機構の改正により、教育委員会事務局に参事を置くこととすることに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

#### (改正内容)

- 1 専決をすることができない事項として、参事の休暇等及び出張に関することを定めることとする。(第 2 条関係)
- 2 課長事務取扱を命ぜられている参事は、事務局長の第 1 次代決者となることができることとする。(第 4 条第 2 項関係)
- 3 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。